

## 憲法二十五条

日本国憲法というと、最近ではなにかと九条が話題になりますが、経済白書に「もはや戦後ではない」という言葉が登場したころ、注目を集めていたのは憲法二十五条でした。

### 憲法 第二十五条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

これは帝国憲法には定めがなかった国民の生存権を、初めて規定した画期的な条文でした。

この規定をもとに、1957年、国立療養所に入所していた人が「健康で文化的な最低限度の生活」のために生活保護費の増額を求め、訴訟を起こしました。この裁判は大きな話題となり、最高裁まで争われましたが、原告の死亡によって終了しました。しかし、小学生の私の記憶に今も残るほど、ベッドに半身を起こした原告の姿と「健康で文化的な最低限度の生活」という言葉は、当時の国民に強い印象を与えたのです。

二十五条は1項に国民の権利として生存権を謳い、2項にはそのための国の責務を謳っています。医療と法を考えると、国の最高法規にこの定めがあることをまず知っておきたいと思います。

## 医療に関する法律

さて、医療に関する法律を医事法と呼びますが、医事法という名の法律があるわけではなく、様々な関連する法律の総称です。そのうち「医療法」と「医療関係者に関する法律」がどのようなことを定めているのか、その一部を見てみます。

### ①医療法

病院や診療所、助産所の開設、管理、整備の方法などを定めています。また、患者への情報提供を義務付けたり、病院でない施設が病院という名称を付けることを禁じています。また病院等が「病気がよく治る」などの広告を出すことも、この法律で禁じられています。

### ②医療関係者に関する法律

#### (1) 医師法

医師の任務、免許、処分、国家試験、医師以外の医業の禁止、資格のないものが医師の名称を使うことの禁止などの資格に関するもののほか、診療をしないで治療することの禁

止、異状死体の届け出義務、処方せんの交付義務、診療録の記載、保有義務など、患者にも関連する事項が定められています。この法律は資格を有する医師を守るとともに、患者も守っているのです。

## （２） 歯科医師法

歯科医師も、医師と同様に国民の健康保健上重要な役割を担っていることから、歯科医師の任務、免許、処分、国家試験、歯科医師以外の医業の禁止、資格のないものが歯科医師の名称を使うことの禁止など、医師法と同様の規定を設けています。

## （３） 保健師助産師看護師法

保健師、助産師、看護師の資質を向上し、医療及び公衆衛生の普及向上を図ることを目的として、それぞれの資格についての免許、試験、業務などを定めています。

## （４） 薬剤師法

薬剤師全般の任務、免許、試験などについて定めています。医師等の処方せんに基づく調剤を業として行えるとともに、調剤した薬剤の適正な使用のため、患者等に対し、必要な情報を提供し、必要な薬学的知見に基づく指導を行うこと、処方せんを３年間保存することなど、直接患者に関係する事項も定めています。

## 時代とともに

私が小学生のころ、担任の先生から、人間も遺伝子からできていると聞いた私は、将来、ケガをして指を失っても、遺伝子を使って、元のように生えてくるようなことができるかもしれないと空想しました。それが今では、iPS細胞（人工多能性幹細胞）を利用した医療として実現しようとしています。このため2014年、薬事法の改正とともに「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」が施行されました。

また、高齢化社会の急速な進展や、患者の主体的地位を尊重する立場からのインフォームドコンセントのような、社会的な変化も極めて重要です。医療法は、こうした変化に合わせて改正を重ね、「介護保険法（1997年）」など新たな法律も整備されています。

医療に関する法律は、常にこのような医学的進歩や社会的変化に敏感に対応しているのです。

（小象の会理事 児童文学作家・小倉明 「トレモスのパン屋」で第一回小川未明文学賞優秀賞を受賞 他に「トレモスの風屋」「闇を照らす六つの星」「はるかなる絆のバトン」など）

（書籍『小象の 元気！で行こう』 第55話より）